第2章 基本理念

第１節　基本理念

■基本理念■

こどもが幸せを感じ
地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

こどもの権利条約にあるように、こどもは権利の主体です。こどもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、こどもや家庭、その周囲だけの問題ではなく、地域社会全体の責任です。日常生活の中で、常にこどもの権利が保障され、全ての市民がこどもと共に地域社会をつくるという文化の創造が必要です。

本計画における「こども」は、これまでの「こどもは地域社会において大人から守られる受動的な存在」というだけではなく、「こどもも地域社会の一員として権利をもつ主体」であるという考え方に改めます。本計画は、こどもも大人も互いに尊重され、互いを理解し、共に成長していける地域社会をつくることを明確にした計画です。こどもを権利の主体として認識し、こどもの最善の利益を最優先に考える「こどもまんなか」の社会を実現することを目指します。

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光。それは、「こどもが常に今幸せであること」、「こども一人一人が尊重され、大切にされながら、ありのままの自分を受け入れることができること」「こどもが生まれ育った環境に左右されずにひとしく成長できること」、「こどもが安心できる居場所があること」、また「子育て家庭にとっても安心して楽しく子育てができること」、そして「地域社会がこどもや子育て家庭の支えになり、こどもや子育て家庭がいることによって活気がわき、喜びを感じられること」、そのような社会です。

本市では、こどものあるべき姿を象徴した**『こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光』**を基本理念とし、全てのこども・若者、子育て家庭を支えていきます。

第２節　基本的な視点

本計画の基本理念は、全てのこどもに権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益が保障されることを前提として和光市の全てのこども及び子育て家庭が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる和光市の将来像を表したものです。

しかし、様々な世帯状況や社会情勢の変化等を背景にして、こどもにとって不適切な養育環境等が生み出され、その結果、児童虐待、こどもの貧困、いじめ、自殺等、こどもの権利が保障されない実態があります。

こども・若者を権利の主体として認識すること、その多様な人格・個性を尊重すること、権利を保障すること、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の４つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

和光市は、この４つの原則を基本的な視点とし、全ての施策を展開していきます。また、こどもの権利を念頭においた（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指します。

■こどもの権利４原則■

差別の禁止

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

生命、生存及び発達に対する権利

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。

こどもの権利条約

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中全てのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989 年 11 月 20 日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は 196。世界で最も広く受け入れられている人権条約で、日本は 1994 年に条約に批准しています。

こどもの権利条約は、こども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。

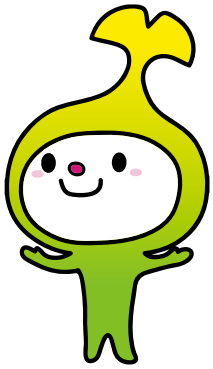

参照：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

第３節　基本目標

本計画の推進を通じて和光市が目指す、「ありたい姿」「あるべき姿」として以下の４つの基本目標を定めます。

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングなものとし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングの積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の４つを基本目標とします。

■基本目標■

今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域の中で安心できる居場所をつくります。こどもが安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

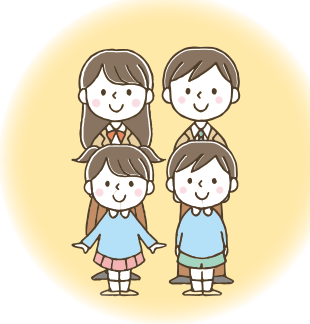

今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】

こどもが自身の権利を認識し、こどもが主体となり成長することを支援します。こどもが、自分自身を大切にし、心身ともに安心・安全に暮らすことができる社会を目指します。

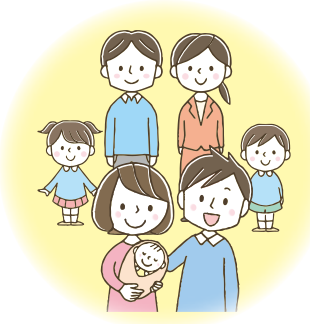

今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく暮らすことができる社会を目指します。

今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】

地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

第４節　和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

令和４年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）により、従来の母子保健に関する各種相談や事業を行う「子育て世代包括支援センター」と児童及び妊産婦の福祉に関する必要な指導・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き生かしながら、妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を一体的にした相談支援を行う機関として「こども家庭センター」が創設されました。

和光市では、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に「総合こども家庭センター」を設置し、各課の役割をしっかりと担うとともに、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て家庭、そしてこどもに対し、切れ目なく、漏れなく支援をしていきます。

■和光市総合こども家庭センターのイメージ■

和光市総合こども家庭センター

ネウボラ課と子ども家庭支援課による一体的な相談支援体制のもと、全ての妊産婦、こども、子育て家庭を対象として、妊娠届から切れ目なく妊産婦、こどもや子育てに関する相談を受けて支援へとつなぐためのマネジメント等を担います。

ネウボラ課
（母子保健の視点でサポート）

- 全ての妊産婦や乳幼児へのアプローチによる予防・早期発見・支援
- 妊娠前からの健康情報の提供
- 乳幼児健診・保健指導
- 不妊・不育症検査費助成 / 不妊治療費助成 / 未熟児・小児慢性特定疾病児医療費補助
- 情報把握、必要な調査等

子ども家庭支援課
（児童福祉の視点でサポート）

- 様々な機関等で把握した支援が必要なこどもや家庭に対してサポートプランを作成し、連絡調整による支援
- モニタリング等の実施による継続支援
- 対象家庭に適した家庭支援事業の利用勧奨による確実な支援
- 支援サービス等の企画調整

児童相談所
保健所
警察署
教育委員会
学校
教育支援センター
庁内関係部署
医療的ケア児等
支援協議会等

地域こども家庭センター

連 携

妊産婦、こども、子育て家庭の地域子育て相談機関等

例えば

- 認定こども園・幼稚園・保育園等
- 児童発達支援センター
- 医療機関
- 一時預かり
- こども誰でも通園制度
- 障害児支援
- 児童センター 児童館
- 学童クラブ わこうっこクラブ
- 産前・産後サポート
- 家庭支援事業
- プレーパーク
- 子育て広場
- フリースクール 等こどもの居場所
- こども食堂

身近な地域で相談ができます。
民間等を含む様々な地域資源と連携しながら支援メニューにつないでいきます。

第５節　計画の体系

基本理念

こどもが幸せを感じ　地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光

基本的な視点

「差別の禁止」「こどもの最善の利益」
「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」

基本目標

今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる
今、こどもが主体的に健やかに成長できる
今、子育てが楽しいと感じる
今、こどもを支える地域社会がある

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

基本方針	基本施策	
基本方針１ こども・若者の 意見表明・参画	1-1	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり
	1-2	地域の中での若者の主体的な参画
	1-3	多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり
基本方針２ こどもを守る セーフティネットの強化・支援	2-1	困難を抱えたこどもへの支援
	2-2	こどもを守る地域づくり
基本方針３ こどもが健やかに育つ 「こどもまんなか」の環境づくり	3-1	こども・若者の居場所づくり
	3-2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり
	3-3	こどもの心と体を育む健康づくり
基本方針４ 安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～	4-1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化
	4-2	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化
基本方針５ 子育て家庭を支える 教育・保育サービス等の充実	5-1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と 家庭における子育て力の向上
	5-2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進
	5-3	教育・保育等の基盤整備 （第３期和光市子ども・子育て支援事業計画）

第６節　ライフステージ表

	妊娠・出産期			
	妊娠前	妊娠期	出　産	０～２歳
基本方針１ こども・若者の意見表明・参画	● 和光市勤労青少年ホーム講座			● 総合こども家庭センター（こどもからの発信・相談） ● 学童、総合児童センター・児童館等による相談支援の強化 ● 児童センター事業
	● 選挙啓発 ● ボランティアの育成			
基本方針２ こどもを守るセーフティネットの強化・支援	● 民生委員・児童委員			
		● 要保護児童対策地域協議会 ● 養育支援訪問事業		
			● 子育て世帯訪問支援事業	
				● 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト） ● 親子関係形成支援事業
				● 一時保育（一時預かり事業）
基本方針３ こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	● こどもの権利保障 ● プレコンセプションケア ● リプロダクティブ・ヘルス / ライツ ● 食育推進事業			
		● 栄養マネジメント		
				● プレーパーク事業
				● 図書館でのこども向け事業 ● 児童館・総合児童センター
				● あそぼう会 ● 親子でできるプログラム
				● こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）
基本方針４ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～		● 総合こども家庭センター		
	● こどもの食事と栄養相談			
	● 早期不妊・不育症検査費助成・不妊治療費助成	● 地域子育て支援拠点事業 ● ホームスタート		
		● ひとり親家庭等への支援		
		● 産前・産後サポート事業（プレパパママ教室等） ● 産前・産後ケア事業		● こんにちは赤ちゃん訪問 ● 乳児相談
		● 母子健康手帳の交付 ● 妊婦健康診査助成		● 乳幼児健康診査 ● 栄養教室（乳幼児健診時） ● むし歯予防教室（乳幼児健診時）
				● 障害のあるこどもや保護者の交流 ● 医療的ケアが必要なこどもや保護者の交流
				● 子ども医療費助成費助成 ● ひとり親家庭等医療助成費助成
基本方針５ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実		● 産前・産後サポート事業（プレパパママ教室等）（再掲）		● ファミリー・サポート・センター事業 ● 緊急サポートセンター事業
				● 予防接種事業
				● こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）
				● 幼稚園・保育園・認定こども園 ● 一時保育、休日保育、年末保育（一時預かり事業） ● 時間外保育 ● 障害があるこどもの保育 ● 医療的ケアが必要なこどもの保育
				● 病児・病後児保育

子育て期
3～5歳
小学生
若　者
中学生
高校生
青年期
● 和光市勤労青少年ホーム講座
● 若者の相談窓口の充実
● 若者の就労支援
● こどもワークショップ
● 学校教育相談
● 教育支援センターによる相談支援
● 適応指導教室
● こども・若者部会
● 青少年相談員
● 成人式企画
● 自殺防止対策
● ヤングケアラー支援
● こどもの消費者被害の防止
● いじめ問題対策協議会
● 児童育成支援拠点事業
● 学校教育における青少年健全育成の推進
● デート DV 防止セミナー
● 学童クラブ
● わこうっこクラブ・
子ども教室
● 青少年相談員協議会事業
● 職業体験
● 青少年健全育成事業
● 学童クラブ（再掲）
● わこうっこクラブ・
子ども教室（再掲）

第７節　成果指標

	基本方針	成果指標	現状値	目標値（R11）	目指す状態
1	基本方針１ こども・若者の意見表明・参画	市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	中間見直しで設定	中間見直しで設定	こども・若者と共に考え、市の事業を推進している。
2		まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	小学４年生　79.7% 中学１年生　78.1%	小学４年生　85.0% 中学１年生　85.0%	こどもが、日頃から自分の意見を尊重されていると感じている。
3		和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	中間見直しで設定	若者が、地域活動に力を発揮している。
4		将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	小学４年生　89.5% 中学１年生　79.0%	小学４年生　90.0% 中学１年生　85.0%	こどもが、将来に向かって夢や目標を持っていると感じている。
5		自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	小学４年生　82.1% 中学１年生　77.9%	小学４年生　85.0% 中学１年生　80.0%	こどもが自身のよいところを知っている。
6	基本方針２ こどもを守るセーフティネットの強化・支援	和光市は暮らしやすいと回答する小中学生の割合	小学４年生　94.9% 中学１年生　95.5%	小学４年生　98.0% 中学１年生　98.0%	こどもが、安心して暮らすことができている。
7		悩みを相談できる人がいないと回答する小中学生の割合	小学４年生　13.0% 中学１年生　19.2%	小学４年生　10.0% 中学１年生　16.0%	こどもが、悩みを相談できる人がいると感じている。
8		悩みを相談できる人がいないと回答する若者の割合	8.3%	5.0%	若者が、悩みを相談できる人がいると感じている。
9		学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	0 回	12 回	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。
10	基本方針３ こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	居心地がいい、安心できる、ここに居たいという場所があると回答する小中学生の割合	小学４年生　98.2% 中学１年生　96.9%	小学４年生　100.0% 中学１年生　100.0%	こどもが、心から安心して居られる場所があると感じている。
11		自宅以外で、居心地がいい場所があると回答する若者の割合	85.6%	90.0%	若者が、自宅以外で安心して居られる場所があると感じている。
12		今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	小学４年生　90.6% 中学１年生　91.8%	小学４年生　95.0% 中学１年生　95.0%	こどもが、今の生活を楽しいと感じている。
13		今の生活が楽しいと回答する若者の割合	96.1%	100.0%	若者が、今の生活を楽しいと感じている。
14		児童センター・児童館を利用する中高生の人数	13,810 人／年	19,000 人／年	児童センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。
15	基本方針４ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～	子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答する保護者の割合	69.4%	75.0%	保護者が、子育てを楽しいと感じている。
16		子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	88.1%	90.0%	保護者が、安心して子育てについて相談できる人や場所があると感じている。
17		和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	35.8%	50.0%	保護者が、安心して子育てができている。
18		乳幼児健康診査の未受診率	3.3%	3.0%	こどもが健やかに成長できている。
19	基本方針５ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合（再掲）	35.8%	50.0%	保護者が、安心して子育てができている。
20		民間保育施設等における１施設あたりの平均指摘件数	3.0 件	2.0 件	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
21		園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	87.6%	90.0%	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。